

# 都市計画法第32条・宅地開発指導要綱・排水協議の協議申請書類一覧

- 1 協議申請書（都市計画法第32条、宅地開発指導要綱）
  - 2 委任状 ※委任内容については、開発行為に係る申請等に関するものとする。
  - 3 開発行為の概要、設計説明書
  - 4 公共施設の管理者に関する事項（雨・污水の人孔、管渠、公共樹、取付管、雨水抑制施設）
  - 5 位置図（1/2,500 千葉市都市図）
  - 6 公図の写し、施行同意書（地目、土地所有者、面積を記入）
  - 7 現況図（既設の下水道施設、側溝等及び流下方向を図示）
  - 8 求積図
  - 9 土地利用計画図（用途別に着色）
  - 10 排水計画平面図（汚水、雨水、抑制施設等を着色、流下方向を図示）※公共施設のみ記載
  - 11 排水計画縦断図（汚水・雨水本管の布設ある場合のみ。縮尺：縦1/100、横1/500）
  - 12 排水取付管断面図、道路占用許可申請に必要な図面
  - 13 排水構造図（人孔、公共樹、取付管、管の基礎等）
  - 14 雨水流出抑制計算書、工種別平面図（着色）
  - 15 造成計画平面図（切土、盛土別に着色）、造成計画断面図（切土、盛土別に着色）
  - 16 雨水流出抑制施設構造図（有効容量の計算）、水中ポンプ選定資料
  - 17 雨水集水区域図（流域別着色）
  - 18 流量計算書
  - 19 地下埋設物調査平面図・断面図（調査結果を取り付管断面図等に反映させること）
  - 20 排水設備の協議に関する内訳
  - 21 排水設備計画平面図（排水接続先の公共施設まで）
  - 22 縦断図 ※排水設備の基準勾配によることができない場合に作成
  - 23 排水管及び樹リスト（汚・雨水別）
  - 24 構造図（規格・既製品以外、オイル・グリーストラップ、人孔、公共樹、取付管、管の基礎等その他特殊構造）
  - 25 排水設備計画検討書（区画割平面図、面積計算表、流量計算表）
- ※流量計算表については、やむを得ず基準勾配によることができない場合
- (排水設備がある場合のみ)

## (参考資料)

- 1 公共下水道区域外流入事前打合せ書（写）
- 2 その他、協議申請書に必要な図書

## (備考)

- 1 雨水の放流先が道路施設（側溝等）の場合は、14～16を参考資料にしてください。
- 2 20～25については、開発計画区域内に排水設備がある場合のみ。
- 3 上記図面等は「開発区域を赤で囲み、A4ファイル綴じ」として、ファイル表・背表紙に協議申請者名・開発申請場所を記入し、連絡先の名刺をファイル裏に貼り、1部を提出してください。なお、事務処理に受付から10日～2週間程度要します。
- 4 電話等による問い合わせについては、申請者名と開発申請地を申し出るようお願いします。  
また、協議等で来庁の際には、事前に担当者へ電話連絡をお願いします。

## <問い合わせ先>

- ・建設局下水道企画部 下水道営業課 TEL : 043-245-5447 (直通)
  - \*下水道施設の管理者との協議（32条）に関すること 接続指導班：内線 3296
  - \*宅内排水設備に関すること 排水設備班：内線 3292

## 記載方法等

- 1 協議申請書（都市計画法第32条、宅地開発指導要綱）  
変更時においては、変更申請または変更届の処理を行う。  
申請者押印の場合については、事前審査願いと同じ印とする。
- 3 公共施設の管理者に関する事項（雨・汚水の人孔、管渠、公共樹、取付管等）  
様式に記載する。記載方法については、記入例を参照する。
- 6 公図の写し、施行同意書（地目、土地所有者、面積を記入）  
公図写しへ、土地所有者等を記入し、設計者の印を押印する。または、要約書を添付する。  
面積については開発区域隣接地を含めて記入する。  
施行同意により協議申請する場合は、施行同意書の写しを添付する。
- 9 土地利用計画図（用途別に着色）  
雨水抑制計算書に添付する工種別平面図と整合すること。
- 10 排水計画平面図（汚水、雨水、抑制施設等を着色、流下方向を図示）  
汚水・雨水本管、取付管については下水道施設平面図と同様の項目を記入する。
- 11 排水計画縦断図  
別紙縦断図記載例にならって記載する。

20～25について

事前の確認資料（法令、技術上の基準等）を配布しますので、予め連絡願います。

### （参考資料）

- 1 公共下水道区域外流入事前打合せ書（写）  
下水道事業計画区域外である場合は、区域外流入確認書の写しを添付する。